

橋本市上下水道事業管理告示第 17 号

橋本市都市計画に関する公聴会規則（平成 18 年橋本市規則第 150 号）第 3 条の規定に基づき、公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 27 日

橋本市長 平木 哲朗

1 作成しようとする都市計画の案の概要

(1) 橋本都市計画下水道の変更

市内公共施設の下水道接続により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図る観点から、排水区域（污水）の一部を追加する。

効率的かつ合理的な事業運営を図るため、公共下水道の整備状況を踏まえ、排水区域（污水）の一部を追加する。

現在の土地利用状況を踏まえ、排水区域境界の見直しを図る。

(2) 高野口都市計画下水道の変更

現在の土地利用状況を踏まえ、排水区域（污水）の一部を変更することで、区域境界の見直しを図る。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 9 月 4 日（金） 午後 2 時から

(2) 場所 橋本市役所 1 階 会議室 B

3 公述申出書の提出の期限

令和 7 年 8 月 28 日（金） 午後 5 時 15 分まで